

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な
診療報酬上の評価等を求める意見書

事故や暴力、スポーツなどによる全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）で、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられたことを受け、平成 18 年に山形大学が中心となり関連 8 学会が参加した厚生労働省研究班により病態の解明が進められた結果、平成 28 年 4 月から同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用されることとなった。

しかし、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、ブラッドパッチ療法に係る保険適用 J007-2 の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者」という条件を伴わず高額な自費診療が必要な場合があり、医療の現場では混乱が生じている。

また、近年の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一箇所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、このX線透視については診療報酬上の評価がされていない現状がある。

については、国におかれては、上記の状況を踏まえ、必要とする全ての脳脊髄液漏出症（減少症）の患者に対し、公平かつ安全にブラッドパッチ療法を行うことができるよう、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、診療報酬の算定の要件に注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。
- 2 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）について、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療報酬上の評価を改定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 10 月 4 日

| | | | | | |
|--------|---|---|---|---|---|
| 衆議院議長 | 細 | 田 | 博 | 之 | 殿 |
| 参議院議長 | 尾 | 辻 | 秀 | 久 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 岸 | 田 | 文 | 雄 | 殿 |
| 財務大臣 | 鈴 | 木 | 俊 | 一 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 盛 | 山 | 正 | 仁 | 殿 |
| 厚生労働大臣 | 武 | 見 | 敬 | 三 | 殿 |
| 内閣官房長官 | 松 | 野 | 博 | 一 | 殿 |

京都府議会議長 石 田 宗 久